

【令和8年度 政策・調整会議】

件 名：水道料金の改定について

開催日：令和8年7月31日（金）16：30～16：40

●付議理由

物価等の上昇により支出が増加する一方、今後の料金収入の減収が見込まれ、料金を値上げする必要があるとともに、料金制度の大枠は、高度経済成長期の昭和40年代から変わっておらず、事業環境の変化に対応した制度の見直しが必要であるため。

●付議概要

水道料金を改定する。

<案>

1 水道料金の改定率

安定的な経営基盤の構築と低廉な生活用水への配慮とのバランスを考慮し、改定率を設定する。

なお、一般用の水道料金の改定については、激変緩和措置として、段階的に2か年に分けて行う。

- ・令和9年4月 11%
- ・令和10年4月 22%

2 水道料金の制度

「受益者負担の公平性の確保」及び「安定経営の確保」を両立した制度に見直す。

なお、単身世帯の使用に相当する水量帯の改定率を上げ、おおそ子育て世帯が該当する3人・4人世帯の使用に相当する水量帯の改定率が低くなるよう配慮する。

- ・単一料金制から口径別料金制へ移行
- ・基本水量制を廃止
- ・逡増度を緩和（4.96→4.52（令和9年度）→4.51（令和10年度～））
- ・水量区画を縮小（10区画→8区画（令和9年度～））
- ・基本料金比率を増加（25.6%（令和9年度～令和11年度）→29.1%（令和9年度）→29.6%（令和10年度・11年度））

※公衆浴場用及び共用給水装置については、軽減措置を継続

●主な意見等

決定事項以外の関連するその他の論点について、その対応等を整理する必要がある。

●結論

案のとおり了承。